

2009(平成 21)年 8 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社ドン・キホーテ
代 表 者 名 代表取締役社長兼COO 成沢 潤治
コ ー ド 番 号 7532 東京証券取引所市場第一部
本 社 所 在 地 東京都新宿区西新宿 2-6-1 新宿住友ビル 35F
情 報 開 示 責 任 者 専務取締役兼CFO 高橋 光夫
電 話 番 号 03-5381-7588 (直通)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 8 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 9 月 25 日開催予定の第 29 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 一層のサービス向上と業務の拡大を目指し、本店所在地を現行の東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号から中目黒本社所在地（東京都目黒区青葉台二丁目 19 番 10 号）に変更することに伴うものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」とします。）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 9 条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 9 月 25 日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成 21 年 9 月 25 日（金曜日）

以 上

[別紙]

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p> <p><u>(株券の発行)</u> 第9条 当社は、株式に係る株券を発行する。 2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株主の売渡請求) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当社に請求することができる。</p> <p>第11条(省略) (株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿、実質株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成及び備置きその他これらに関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第13条(省略) (基準日) 第14条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 本定款に定める事項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第15条～第45条(省略) (期末配当金) 第46条 当社は、株主総会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当) 第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>第48条(省略) 附則 (新 設) (新 設)</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都目黒区に置く。</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株主の売渡請求) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当社に請求することができる。</p> <p>第10条(現行どおり) (株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他これらに関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第12条(現行どおり) (基準日) 第13条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 本定款に定める事項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第14条～第44条(現行どおり) (期末配当金) 第45条 当社は、株主総会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当) 第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>第47条(現行どおり) 附則 第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで効力を有し、翌日をもって前条及び本条を削るものとする。</p>